

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法40条第1項関係〕～〔措置法40条第9項関係〕（省略）</p> <p><u>〔措置法第40条第10項関係〕</u></p> <p><u>42</u> （措置法第40条第10項に規定する贈与の日）</p> <p><u>〔措置法第40条第6項から第10項まで共通関係〕</u></p> <p><u>43</u> （省略）</p> <p><u>44</u> （措置法第40条第6項から第10項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類）</p> <p><u>45</u> （省略）</p> <p>}</p> <p><u>49</u> （省略）</p> <p><u>〔措置法第40条第12項関係〕</u></p> <p><u>50</u> （省略）</p> <p><u>〔措置法第40条第13項関係〕</u></p> <p><u>51</u> （省略）</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法40条第1項関係〕～〔措置法40条第9項関係〕（省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>〔措置法第40条第6項から第9項まで共通関係〕</u></p> <p><u>42</u> （同左）</p> <p><u>43</u> （措置法第40条第6項から第9項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類）</p> <p><u>44</u> （同左）</p> <p>}</p> <p><u>48</u> （同左）</p> <p><u>〔措置法第40条第11項関係〕</u></p> <p><u>49</u> （同左）</p> <p><u>〔措置法第40条第12項関係〕</u></p> <p><u>50</u> （同左）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="365 212 896 239">〔<u>措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係</u>〕</p> <p data-bbox="188 292 689 319">(相続税等の負担の不当減少についての判定)</p> <p data-bbox="174 331 1086 435">17 ……ただし、当該公益法人等の役員等及び職員のうち、その財産の贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者と親族その他<u>同項第1号</u>に規定する特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、……</p> <p data-bbox="472 488 792 515">〔<u>措置法第40条第10項関係</u>〕</p> <p data-bbox="188 568 645 595">(措置法第40条第10項に規定する贈与の日)</p> <p data-bbox="174 608 1086 675">42 <u>措置法第40条第10項に規定する「贈与の日」とは、同項に規定する譲渡法人による同項に規定する財産等の贈与の履行の日をいうものとして取り扱う。</u></p> <p data-bbox="365 767 896 794">〔<u>措置法第40条第6項から第10項まで共通関係</u>〕</p> <p data-bbox="188 847 564 874">(措置法第40条第3項の適用関係)</p> <p data-bbox="174 887 1086 991">43 <u>措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合、各項に定める日以後は、各項の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人に対して同条第3項の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p data-bbox="208 1003 1086 1107">(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、<u>同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日をいう。</u></p> <p data-bbox="259 1120 1086 1383">2 措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人につき同条第3項の規定が適用される場合には、同条第6項から第10項までの規定の適用により措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産が特定贈与等に係る財産とみなされる場合であっても、特定贈与等を受けた公益法人等が当該代替資産又は買換資産を取得するために譲渡した特定贈与等に係る財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。</p>	<p data-bbox="1323 212 1854 239">〔<u>措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係</u>〕</p> <p data-bbox="1149 292 1650 319">(相続税等の負担の不当減少についての判定)</p> <p data-bbox="1135 331 2047 435">17 ……ただし、当該公益法人等の役員等及び職員のうち、その財産の贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者と親族その他<u>措令第25条の17第5項第1号</u>に規定する特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、……</p> <p data-bbox="1155 488 1229 515">(新設)</p> <p data-bbox="1155 568 1229 595">(新設)</p> <p data-bbox="1323 767 1854 794">〔<u>措置法第40条第6項から第9項まで共通関係</u>〕</p> <p data-bbox="1149 847 1529 874">(措置法第40条第3項の適用関係)</p> <p data-bbox="1135 887 2047 991">42 <u>措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用を受けた場合、各項に定める日以後は、各項の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人に対して同条第3項の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p data-bbox="1169 1003 2047 1107">(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項は合併の日、同条第7項は解散の日、<u>同条第8項は同項に規定する贈与の日、同条第9項は同項に規定する贈与の日をいう。</u></p> <p data-bbox="1220 1120 2047 1383">2 措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人につき同条第3項の規定が適用される場合には、同条第6項から第9項までの規定の適用により措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産が特定贈与等に係る財産とみなされる場合であっても、特定贈与等を受けた公益法人等が当該代替資産又は買換資産を取得するために譲渡した特定贈与等に係る財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。</p>

改正後

(措置法第40条第6項から第10項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類)

44 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項から第10項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第17項若しくは第18項の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。

(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)

45 措置法第40条第11項の規定により同条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産が、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第16項に定める事情があるときは、各項に定める日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定は、特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日が当該期間内かどうかにより行うものとする。

(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日をいう。

2 特定贈与等に係る財産とみなされる資産が各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供していないと判定される場合には、措置法第40条第3項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合」に該当することに留意する。

(特定贈与等に係る財産とみなされる資産が特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の福利厚生施設等として使用される場合)

46 14((公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合))の取扱いは、措置法第

改正前

(措置法第40条第6項から第9項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類)

43 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項から第9項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第17項若しくは第18項の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。

(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)

44 措置法第40条第10項の規定により同条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産が、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第16項に定める事情があるときは、各項に定める日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定は、特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日が当該期間内かどうかにより行うものとする。

(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項は同項に規定する贈与の日、同条第9項は同項に規定する贈与の日をいう。

2 特定贈与等に係る財産とみなされる資産が各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供していないと判定される場合には、同条第3項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合」に該当することに留意する。

(特定贈与等に係る財産とみなされる資産が特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の福利厚生施設等として使用される場合)

45 14((公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合))の取扱いは、措置法第

改 正 後	改 正 前
<p>40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について準用する。</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>47 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、同条第11項により準用する措令第25条の17第16項に規定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情について準用する。</p> <p>(各届出書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>48 16((承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いは、各届出書の提出後に47((特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))に定めるやむを得ない事情が生じた場合に準用する。 (注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用)</p> <p>49 措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該特定贈与等に係る財産とみなされる資産について同条第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の公益法人等」及び「当該公益法人等」とあるのは「措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人」と、「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」及び「当</p>	<p>40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について準用する。</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>46 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、同条第10項により準用する措令第25条の17第16項に規定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情について準用する。</p> <p>(各届出書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>47 16((承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いは、各届出書の提出後に46((特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))に定めるやむを得ない事情が生じた場合に準用する。 (注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用)</p> <p>48 措置法第40条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該特定贈与等に係る財産とみなされる資産について同条第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の公益法人等」及び「当該公益法人等」とあるのは「措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人」と、「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」及</p>

改正後

該財産」とあるのは「同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産」と、「譲渡の日」とあるのは「同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。

(注) 上記の場合、25（(譲渡の日)）から34（(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)）の取扱いを準用する。

〔措置法第40条第12項関係〕

（特定一般法人等の範囲）

50 措置法第40条第12項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第24項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれることに留意する。

〔措置法第40条第13項関係〕

（判定の時期等）

51 公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈が措令第25条の17第5項各号に定める要件に該当するかどうかの判定は、同条第1項に規定する申請書の記載等に基づき、当該贈与又は遺贈の時を基準として、その後生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、当該贈与又は遺贈の時には、当該各号に定める要件に該当しない場合においても、その申請につき措置法第40条第13項の規定による承認をしないことを決定した旨の通知をする時まで、当該法人の組織、定款などを変更すること等により当該各号に定める要件に該当することが明らかにされたときは、当該贈与又は遺贈は、当該各号に定める要件に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

改正前

び「当該財産」とあるのは「同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産」と、「譲渡の日」とあるのは「同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。

(注) 上記の場合、25（(譲渡の日)）から34（(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)）の取扱いを準用する。

〔措置法第40条第11項関係〕

（特定一般法人等の範囲）

49 措置法第40条第11項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第21項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、同条第6項から第9項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれることに留意する。

〔措置法第40条第12項関係〕

（判定の時期等）

50 公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈が措令第25条の17第5項各号に定める要件に該当するかどうかの判定は、同条第1項に規定する申請書の記載等に基づき、当該贈与又は遺贈の時を基準として、その後生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、当該贈与又は遺贈の時には、当該各号に定める要件に該当しない場合においても、その申請につき措置法第40条第12項の規定による承認をしないことを決定した旨の通知をする時まで、当該法人の組織、定款などを変更すること等により当該各号に定める要件に該当することが明らかにされたときは、当該贈与又は遺贈は、当該各号に定める要件に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

改正後

(注) 措置法第40条第1項の後段の承認をしないことの設定があった場合には、財産の贈与又は遺贈があった時における当該財産の価額に相当する金額により、当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡があったものとして、当該贈与又は遺贈に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、財産の贈与又は遺贈をした者に対して、当該贈与があった日の属する年分（遺贈の場合は、遺贈があった日の属する年分）の所得として、所得税が課されることに留意する。

改正前

(注) 措置法40条第1項の後段の承認をしないことの設定があった場合には、財産の贈与又は遺贈があった時における当該財産の価額に相当する金額により、当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡があったものとして、当該贈与又は遺贈に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し、財産の贈与又は遺贈をした者に対して、当該贈与があった日の属する年分（遺贈の場合は、遺贈があった日の属する年分）の所得として、所得税が課されることに留意する。